

質 問	回 答
<p>需要家の民間事業者の対象は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、(特例)有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律) ・医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人 ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人 ・公立大学法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人 ・一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ・個別の協同組合法の規定に基づき設立された協同組合等 ・青色申告を行っている個人事業主 ・その他知事が適当であると認める者 <p>※ただし、各府省庁が所管する独立行政法人、国立大学法人・大学共同利用機関法人などは対象外となります。</p>
<p>既に契約や工事が済んでいるものは申請できますか？</p>	<p>補助事業に要する経費に係る契約、工事等は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助金の交付の対象となりません。</p> <p>なお、工期等により、やむを得なく事前着手が必要な場合は、補助金交付申請後、交付決定までの間に事業に着手する場合は、補助金交付決定の前からあらかじめ事前着手届を提出し、承認されることが必要です。ただし、事前着手届は、補助金の採択を確約するものではありません。</p>
<p>中古品を補助対象として申請できますか？</p>	<p>補助対象外とします。</p>
<p>蓄電池のみの導入は補助対象となりますか？</p>	<p>補助対象外とします。本事業により導入する、太陽光発電施設の付帯設備が条件です。</p>
<p>自ら設置する太陽光発電設備等は対象となりますか？</p>	<p>本補助事業は、オンサイトPPA及びリースによる導入を対象としているため、自ら設置する太陽光設備等は対象外です。</p>
<p>事業所に既に太陽光発電設備を設置していますが、蓄電池のみの設置は補助金の対象となりますか？</p>	<p>対象となりません。本事業により導入する、太陽光発電施設の付帯設備が条件です。</p>
<p>オフサイトPPAは対象となりますか？</p>	<p>オフサイトPPAは対象外です。</p>
<p>申請数の上限等がありますか？</p>	<p>特段ございません。ただし、予算範囲内での交付となります。</p>

質問	回答
上限に達する場合、どのような基準で選定・非選定が決定するのですか？	上限に達した最終日に申請があったものから、CO2排出削減量が多い順に選定いたします。
申請の先着順は、提出時刻は関係ありますか？	先着の順番は日ごとに管理します。申請時刻は関係ありません。
郵送の場合の申請日はいつになりますか？	郵送の場合は、提出先に到着した日を申請日と見なします。
設計費は補助対象となりますか？	整備する設備に係る調査・設計（基本設計・詳細設計等）については、交付対象経費に含まれており、必要最小限度の範囲に限って交付対象となります。
太陽光発電設備の設置に係る使用前自己確認に要する経費は補助対象は補助対象となりますか？	対象となります。ただし、「設備設置後の施工会社等への支払い完了」をもって事業完了とみなすので、支払い前に使用前自己確認を行う必要があります。
補助対象費は消費税込みですか？	税抜額が対象となります。
余剰売電について、FIT・FIP制度は活用できますか？	FIT・FIP制度の活用はできません。
工事完了に、電力会社との系統連係が完了したことは含まれますか？	原則、電力会社との系統連係完了を含め工事完了と判断し、電力会社との系統連係が完了したことがわかる書類の提出が必要となります。ただし、電力会社へ系統連係手続きの申し込み後、事業期間内に連携工事が完了しない事が発覚した場合は、系統連係の手続きに時間を要することが確認できる電力会社との協議資料等を添付することで、これに代えることができます。
補助金を受けて設置した設備が壊れてしまった場合はどうすればよいですか？	天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、補助対象設備が毀損され、又は滅失したときは、補助対象設備毀損（滅失）届出書（様式8号）により提出する必要があります。
物置や車庫（ガレージ、カーポートなど）の屋根上や、敷地内に野立てで設置する太陽光パネルは補助金の対象となりますか？	建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置されるものは、補助対象となります。敷地内に野立てで設置する太陽光パネルは補助対象外となります。

質問	回答
蓄電池は太陽光設備同様に、建築物に設置する必要がありますか？	蓄電池については、建築物以外に設置して問題ありません。
他の交付金との併用は可能でしょうか？	他の補助制度と重複して補助を受けることはできません。
家庭に設置する太陽光発電施設等は補助対象でしょうか？	補助対象外です。県内の民間事業者へ導入する、PPA事業者及びリース事業者が対象となります。
設備を設置するために、建物の建築や基礎工事が必要となりますが、交付対象経費として計上することができますか？	建物（カーポート本体を含む。）は、交付対象外です。また、土地造成費や建物の建設工事に係る基礎工事部分や設備の設置等に伴う建築物の躯体等に関する工事も交付対象外となります。
申請書類への押印は必要ですか？	押印は不要となります。ただし、誓約書、補助対象事業の実施に係る同意書については押印が必要となります。
補助金を受けて太陽光発電設備や蓄電池を設置した後、当該設備を譲渡や処分する必要がある場合はどうすればよいのですか？	あらかじめ財産処分承認申請書（様式第7号）を提出し、承認を得なければなりません。
「その他県が必要と認める書類」とは、どのような書類ですか？	電力会社との系統連係が完了したことがわかる書類です。 また、県から提出の依頼があった場合、必要となる書類です。
補助金額の端数処理は？	補助対象経費から算定した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて申請してください。

質問	回答
減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間とは、太陽光発電設備と蓄電池設備は具体的に何年でしょうか？	太陽光発電施設は17年※1、蓄電設備は6年※2となっております。 ※1 大蔵省令 別表第二（機械及び装置の耐用年数表）の「電気業用設備」、「その他の設備（主たる金属製のもの）」に該当する場合 ※2 大蔵省令 別表第一（機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表）の「建物附帯設備」、「電気設備（照明設備を含む）」、「蓄電池電源設備」に該当する場合
年間実績報告書は、毎年提出する必要がありますか？	毎年、1年間の実績を提出してください。 ※報告期間は、事業終了後5箇年とします。
年間電力消費量等を確認できる書類等とは？	計測器等の数値を確認できる書類を添付してください。（写真等）
売電価格が確認できる書類とは？	需要家への請求書等を添付してください。
事業者の事業概要がわかる資料とは？	会社等が作成しているパンフレット等を添付してください。
役員指名等一覧表には、どこまで記載すればよいか？	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）に記載のある、役員全員を記載してください。
リース料金及びPPA料金の計算書はどのような書類か？	需要家と契約する料金単価の算出根拠及び単価の内訳がわかる書類です。
蓄電池は、系統からの電力を充電してもよいか？	本事業により設置した自家消費型太陽光発電設備により発電した電気を帯電するものとし、系統からの電力を充電するものは補助対象外です。
蓄電池は、停電時のみの利用でもよいか？	停電時のみの利用は、補助金対象外となります。 自家消費型太陽光発電設備により発電した電気を帯電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすることが条件となります。

質問	回答
現在、債務超過ではないが、2箇年前が債務超過の場合は？	直近2箇年の内、1箇年でも債務超過の場合は、交付対象者と認められません。
PPA事業者からリース会社へリースバックする場合は対象となるか？	<p>対象となります。ただし、以下の条件の場合に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リースバック先の事業者（最終的な設備所有者）が代表申請者として申請していること ・事業完了日までに所有権の移転が行なわれ、実施体制表どおりの所有者となった状態で完了実績報告書を提出すること。補助対象設備の支払いのみで、所有権の移転が済んでいない場合は対象外とする ・リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること
リースバックの場合は代表申請者及び補助金交付対象は誰になるか？	代表申請者及び補助金交付者は最終的に設備等の所有者となるリースバック先の事業者となります。
太陽光設備、蓄電設備、その他設備について、交付決定前に各メーカー等から購入した在庫品等の使用は対象として認められるか？	<p>在庫品の使用は問題ありません。</p> <p>ただし、補助対象条件を満たす設備であり、中古品ではないことが条件となります。</p>
一般送配電事業者への接続検討申込みに係る費用や、系統連系工事負担金は交付対象となるか？	一般送配電事業者への接続検討申込みに係る費用や、系統連系工事負担金は交付対象外です。